

○国務大臣（盛山正仁君） いろんな方々から様々な御意見をこれまで伺つております。

先ほど来政府参考人から御答弁申し上げているとおり、できるだけ早くこの国立劇場を再建すること、そしてまた、その間、いろんな分野の伝統芸能の方々、こういった方々にどうやって公演されるいは練習、そういうものを続けていただのか、今我々としてもしっかりと取り組ませていただきたいと考えているところでございます。

○宮口治子君 時間になりましたので質問を終わりますけれども、実は先週、地元の室町時代から続いていた行事、伝統文化、芸能の大花田植のはやし田が廃校によって消滅する可能性が出てきました。

本当にこういった問題については、早く取りかかるないとどんどん衰退して減少してなくなつてしまふ心配があります。どうか前向きな検討、しつかりと今から取り組んでいただきたいということをお願い申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございました。

○委員長（高橋克法君） 政府参考人の皆様には、お水を飲んでいただいて結構ですから、お願ひします。特に矢野局長はずっとといらつしやる予定です。

○古賀千景君 おはようございます。立憲民主・社民の古賀千景です。

今日も学校の働き方改革について話をさせていただきます。

五月の十三日、令和の日本型学校教育を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について、中教審質の高い教師の確保特別部会から審議のまとめが出されました。

大臣、これを読まれてどのように思われたか、お願いします。

○国務大臣（盛山正仁君） 今、古賀先生から御指摘されたとおり、五月十三日、中央教育審議会の質の高い教師の確保特別部会において審議のまとめが取りまとめられて、そして同日、特別部会の貞広部会長から頂戴をしたところでございます。

それで、この特別部会では、その貞広部会長の方から、教職の魅力を向上させ教師に優れた人材を確保するため、昨年六月から計十三回にわたり、教師を取り巻く環境整備について総合的に検討したと、そういうようなお話を頂戴したところでございます。

一〇%以上という根拠を教えてください。

○政府参考人（矢野和彦君） お答え申し上げます。

今回の審議のまとめでは、教師の業務の複雑性、困難性が増大し、教師不足等の課題も指摘される中、教職の重要性を踏まえ、教師の待遇改善を図る必要がありますというふうにされております。

それで、今回のこの審議のまとめを頂戴しまして、私どもとしては、例えば、P D C Aサイクルを通じて働き方改革を推進するため、働き方改革の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みを検討すること、あるいは小学校中学年において教科担任制を推進するとともに、生徒指導担当教師を全ての中学校に配置すること、そして教職調整額の率を少なくとも一〇%以上とするこことといった多岐にわたる有意義な御提言を頂戴しております。

我々いたしましては、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の待遇改善、学校の指導、運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進めるために、この審議のまとめを踏まえた上で、今後具体的な施策の実現に向けて取り組んでいきたいと、そういうふうに考えております。

○古賀千景君 今おっしゃっていました教職調整額、私たちは四パー、私はもう辞めておりますが、四%が一〇%以上という数字になつております。

るでございます。

今回の審議のまとめにおいては、処遇改善について、人材確保法の趣旨を踏まえ、その他の処遇改善策と併せて当時の優遇分を上回る水準を確保するため、教職調整額の率を少なくとも一〇%以上とすることが必要とされている、こういった次第でございます。

○古賀千景君 皆さんにも知つていただきたいんです、この辺の予算が二千百億というふうに一応なっていますよね。私たちは給特法です。給特法で時間外手当を付けるとしたら、マスコミが計算したら九千億です。それを二千百億で安く上げようとしているように私は感じてします。

じや、次、この中に書いてありますが、まず一番、第一目標、在校等時間、もうまず一番は、過労死レベルの八十時間をゼロにすることが一番の目標ですよね。二番目は四十五時間に平均をするのが目標。三番目は月に二十時間が将来的な目標と言われています。

将来的な目標はゼロじゃないんですか。そこを教えてください。

○政府参考人（矢野和彦君） お答え申し上げます。

今回の審議のまとめにおいては、全ての教師の時間外在校等時間が月四十五時間以内になることを目標として一連の取組等を一体的に進める必要

があること、将来的には教師の平均の時間外在校等時間を月二十時間程度に縮減することを目指し、それ以降も不斷の見直しを継続すべきであることが改善策と併せて当時の優遇分を上回る水準を確保するため、教職調整額の率を少なくとも一〇%以上とすることが必要とされていると承知しております。

将来的に教師の平均の時間外在校等時間を月二十時間程度に縮減するためには、審議のまとめにおいて提言された各教育委員会の取組の見える化とP D C Aサイクルの構築など学校における働き方改革の実効性の向上、教科担任制の推進や生徒指導担当教師の充実など学校の指導、運営体制の充実などの取組を一体的に進めることが必要であるというふうに考えております。

○古賀千景君 教職調整額を一〇%以上にするという、その分がこの二十時間ですか。そういうわけではありません。そこを教えてください。

○政府参考人（矢野和彦君） そういうわけではございません。あくまでも、先ほど申しましたとおり、人材確保法の趣旨を踏まえ、その他の処遇策と併せて当時の優遇分を上回る水準を確保する、こういうことが趣旨でございます。

○古賀千景君 今、これは文科省の試算を基にしております、三十二歳の教諭が大体月給三十万の場合、教職調整額は一万二千円もらっています。

今回の審議のまとめにおいては、全ての教師の時間外在校等時間が月四十五時間以内になることを目標として一連の取組等を一体的に進める必要

きます。将来目標の二十時間で時給千五百円。

お金のことではありませんよ。私はお金とは言いたくないんだけど、余りにも安過ぎるということを言っていますが、いかがですか。

○政府参考人（矢野和彦君） お答え申し上げます。

先ほども申しましたけれども、今回の審議のまとめにおいて、将来的には教師の平均の時間外在校等時間を月二十時間程度に縮減することを目指し、それ以降も不斷の見直しを継続すべきであるということなどが提言しております、時間外在校等時間もうとにかく、ゼロというのはなかなか難しいかもしれません。あくまでも、できる限り縮減していく方向性が盛り込まれて、我々としては、もうそれに向かつて様々な施策を講じていきたいというふうに考えております。

○古賀千景君 それに向かつて様々な施策を期待しています。

では、書いてある教科担任制、中学年というところに着目しました。高学年で今三千八百人、全学校数は、前も申し述べました、二万校弱ある中で三千八百人、そこで止まって、ひとまず次の計画はないと伺っております。

なぜここでまた中学年を入れていくのかということを教えてください。

○政府参考人（矢野和彦君）お答え申し上げます。

小学校の教員定数については、学級担任外の教師も若干名配置できるよう基礎定数が算定されており、従前から音楽や家庭等の教科を中心とした専科指導が行われております。

加えて、小学校高学年の教科担任制の推進について、骨太の方針二〇二三を踏まえ、当初予定した令和六年度、七年度の二か年分の改善数を一年前倒しして令和六年度予算に盛り込み、令和四年度から三年間の改善総数三千八百人を計上しているところでございます。このほか、実はこれ、既存の小学校専科指導加配として措置している五千六百人がございますので、これと合わせて九千四百人分の加配定数、これを高学年に充てることができます。

また、中学年における教科担任制でございますが、先般の審議のまとめでは、中学年は教科等の性質に応じた学びにつなげていく時期であるということ、また高学年や中学年と年間の標準授業時数が同程度であることにより、子供たちへの学びの質の向上の観点と教師の持ち授業時数の軽減の観点から教科担任制を中学年でも推進する、こういうことが提言されており、これを踏まえ、具体的な施策の実現に向けて検討してまいりたいと考えております。

○古賀千景君 じゃ、人を増やしていただけます。現場は思つていていいのでしょうか。お願ひしますけれども、今申しました審議のまとめにおいて今申しましたことが提言されておりますので、これを踏まえ、具体的な施策の実現に向けて検討してまいりたいと考へております。

○古賀千景君 今、高学年九千四百人と言われましたが、それでも半分なんですよ。全小学校には行つてない。

そして、実際、学校現場の声を聞くと、無理やりこの教科担任制をしているから、隣のクラスと算数と国語を入れ替えたり音楽と体育を入れ替えたりしているけど、小学校って子供の様子を知らなかつたらなかなか授業うまくいかないところもあるんです。そこで教職員が苦労している部分もいっぱいあると。専門でもないけれど、私の専門が例えば算数、私の専門は音楽、ここ授業時数が違うからできないんですよ。それが本当に専門性というところにはなつてない。ひどいところは、

小学校一年生を五時間担任したら六時間目は六年生の授業に行かって、これが教科担任制だと言われて行つてはいるような、そんな学校もあるんです。文科省が思つていらっしゃるような業務削減にはなつてないということをお伝えします。

それでは、次の質問です。

若手教師サポートというのが新しい職種として入ると伺いました。どのような仕事をするのか、教えてください。

○政府参考人（矢野和彦君）お答え申し上げます。

今回の審議のまとめにおきましては、近年、学校では、子供の抱える課題への対応や学校横断的な取組への対応など、学校が組織的に対応すべき事象が多様化、複雑化していること、多様な支援スタッフが学校内に増えるとともに、地域や関係機関との協力が必要となり、学校内外との連携、調整に関する業務が増加していること、こうした状況を踏まえ、学校の組織的、機動的なマネジメント体制の構築に向けて、若手教師へのサポート機能を抜本的に強化するとともに、学校内外との連携、調整機能を充実させるため、中堅層の教師を新たな職として学校に配置することができるとの仕組みを構築する旨の必要性について提言されているところでございます。

新たな職に関しては、この新たな職に関しては、若手教師へのサポートの充実を体制面でも支える新たな仕組みの構築も含め、ベテラン、中堅、若手層の教師が専門性を発揮し、効果的に校務を役割分担しながら知識や経験の共有や継承を行う体制の整備が必要と、こういうふうにされていると

ところでございます。

若手の考え方はまだこれから議論ということです。

ございますけれども、若手の考え方も含めまして、具体的の検討については今後の審議のまとめの方向性を十分に踏まえながら今後検討を深めてまいりたいと考えております。

○古賀千景君 これに関しては、人は増えないんですね。お願いします。

○政府参考人（矢野和彦君） そのとおりです。

○古賀千景君 じや、今の業務にプラス若手を支援していくという職が、仕事が増えてくるということですね。

○政府参考人（矢野和彦君） この職につきましては、処遇の改善というものが併せて検討されるものと考えております。

以上です。

○古賀千景君 処遇は改善されるかもしれないけれど、例えばその人と若手が、相性が良ければいいですよ、相性がもし悪かったときにはそれは苦痛にしかならないと思うし、周りの教職員も、いや、あの人に教えていいとかいな、何か、担当は私じやないけん、言うちやいかぬかなとか、何かそちの方まで考えてくるんですよ。これが本当に適当な職になるかということはもうちょっと考えていただきたいと思っています。

確認します。この取りまとめはまだまだこれから

ら検討されていくということで間違いないですね。

お願いします。

○政府参考人（矢野和彦君） お答え申し上げます。

このまとめはあくまでも特別部会での審議のまとめでございますので、今後、更に特別部会で議論した上で、初中分科会、そして中教審に諮つてまいりたいと考えております。

○古賀千景君 では、話題をちょっと変えます。

今、教職員不足でとっても困つていらっしゃいますよね、文科省もね。

先日、千葉県の教員採用試験で問合せが殺到しました。御存じですか。大臣、お願いします。

○国務大臣（盛山正仁君） 古賀先生が今知つているかとおっしゃったのは、本年度実施の千葉県の教員採用選考において、千葉県と千葉市が奨学生の代理返還等の新たな取組を実施すると、こう

いうことについてのやり取りということですね、はい。それであれば、こういうその問合せが多数あつたという報道は承知をしております。

○古賀千景君 取組を教えてください。

○国務大臣（盛山正仁君） 教師になつた者に対する奨学生の返還支援については、三月の十九日に中央教育審議会において議論のまとめがなされ、これを踏まえまして、文部科学省において具体的

運用を検討し、先日、五月の九日に通知を発出いたしました。

具体的な内容としては、優れた教師人材の確保の観点から、現行の返還免除制度の活用により、教職大学院を修了し翌年度から正規の教師として採用される者と、教職大学院以外の大学院を学校等での実習に取り組むなど一定の要件を満たして修了し翌年度から正規の教師として採用される者を返還免除の対象者とし、来令和七年度から新たに教師になる予定の者から適用することとしております。

学校における働き方改革や処遇改善等の取組と併せて今回の奨学生の返還支援にも取り組むことで、教師の指導の質の向上と高度専門職としての社会的地位の向上を図り、ひいては安定的な教師志願者の確保につなげていきたいと考えているものであります。

○古賀千景君 具体的に何人ぐらいがそれに当てはまりそなのか、お分かりでしたらお願いします。

○政府参考人（望月禎君） お答え申し上げます。

教職大学院を出て来年度採用される者、それから教職大学院以外で一定程度の実習を行つて採用される者と、大体、我々の方で考えておりますのは大体千人ぐらいを想定してございます。

○古賀千景君 千葉県は一人に三百七万円ですよ。

それぐらい出すと言っています。千人ですよ、国は。私の、多分、余り教員に大学院卒つてたくさんはいらっしゃないので、当てはまる方は少ないと思います。

ちよつと時間がなくなつたのでこちらで話させていただきますが、山梨県は今二十五人学級、四年生まで。国は小学校五年生まで三十五人学級。

山梨県はこれに九億使っています。奈良県、教員

の部活動削減に向けて土日はもう部活を教員にさせないという方針を出し、部活動支援員を三千万の予算から七千万に上げました。地域はこれだけやつてているんですよ。いろんなことを、人を増や

していこう、部活動、地域に移行して、少しでも教職員を楽にして、そして子供たちがもつと学校で生き生きとできるようにしていこうと地域はやつています。

これだけのことを地域がやつていますが、大臣、そのことに関してはどのようにお考えでしようか。お願いします。

○国務大臣（盛山正仁君） 学校現場における働き方改革

改革については、各教育委員会がそれぞれの学校現場の実情に応じて様々な取組を実施している状況にあるところで承知をしております。国、都道府県、各市町村、各学校等、それぞれの主体が自分事としてその権限と責任に基づき学校における働き方改革の取組を進めることが重要と

考えております。昨年八月には、各主体の具体的な役割等を整理した対応策の例を示すなど、取組の徹底を促してきたところであります。

文部科学省としても、中央教育審議会の審議のまとめも踏まえ、引き続き、各教育委員会や学校現場における好事例の展開等を通じて働き方改革の更なる加速化、こういったことを図つていきたいと考えています。

○古賀千景君 教職員は給特法、給特法と言つておりますが、元々労基法適用ですから。労働者として命、健康を守らなければなりません、守られなければなりません。

給特法は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、その給与その他の勤務条件について特例を定める、この言葉で労基法から一部だけ除外されているんです。それ、できたのは一九六六年、月に八時間しか在校等時間がなかつた時代です。私が生まれた年の調査ですから。それがそのまま生きているというこの状況です。

労基法は時間外手当を払わなくちゃいけないから、会社側も企業側も業務を削減するんです。でも、給特法は幾ら仕事を増やしてもお金払わなくいいから、誰も真剣に仕事を減らそうとしている。そうなんです。だから、そこをしつかり分かつてほしい。

私の友達、去年、元同僚四人亡くなりましたよ。精神疾患で入院しましたよ。因果関係は分からなないと、その言葉で片付けられるでしょう。でもね、やっぱりもう生きていけないぐらい大変なんです。だから、子供も自殺、いじめ、不登校、ずっと高止まりじゃないですか。学校教育の根本のところを変えていかなければなりません。

大臣、スクールサポートスタッフも全小中学校来ていないですよ、私も聞いています。今お言葉の中に、自分事として地域がというお言葉がありましたが、自分事としては是非国もそこをやつていただきたいと思います。

先日の斎藤議員の答弁のときに、教師の働き方改革、これを何とかしなければならないという意識を持つていて言つていただきました。大臣、もう一押し何かやつていただけませんか。もつと子供たちのために、教職員のために何か改善したり、これを取り入れよう、自分事として、自分が教育を担つていて、国の教育を担つていていう大臣として、是非一言お願いします。

○国務大臣（盛山正仁君） 先ほど来中教審の特別部会の話が出ております。まず、それを頂戴して、我々はこれを検討したいということを御答弁申し上げているところでござりますし、また、それ以外でもいろんな懸案があるということは我々も分かつております。そんな中でどのようにこの

教師の働き方改革を我々として進めていくか、こういったことについては、自分事というふうに古賀先生から御指摘ありましたけど、私自身、文部科学省の最重要な課題の一つであるということを取り組んでいきたいと考えております。

ただ、我々文部科学省だけができる話ではないということは御理解を賜りたいと思います。各学校の在り方であり、現場の話、こういったものにつきましては各それぞの教育委員会であり、あるいはそれぞの各学校の教育を担っているその団体ですね、こういったところとも関係がある話でございます。我々としては、十分に検討し、そしてそれらの多くの関係者とも検討し、この改善に向けて取り組んでいきたい、そんなふうに考えております。

○古賀千景君 ある地域は四月に七十人辞めました。それぐらい深刻なんです。

是非しっかりと考えていただきたい、そのことをお願い申し上げて、私の発言を終わりります。

○金子道仁君 おはようございます。日本維新の会・教育無償化を実現する会、金子道仁です。

まず冒頭、先般、三月二十二日にこの場所で議論させていただいた積み残しである就学義務に関して、少し法律論になりますが、大臣とお話しさせていただきたいと思います。

先般の質疑の中で、学校教育法十七条、就学義

務規定について、その立法時期、立法趣旨、立法経緯について御質問しました。その中で、文科省の方から示された就学義務違反の事例としては、例えば子供を芸能プロダクションに入れるために家に学校に送らないとか、パチンコに行くために家に残すとか、とんでもない事例が出され、これはまさに就学義務違反として取り締まる意義があると私も共感いたします。これらの事例というのは、親権の監護教育義務違反、児童福祉法上の監護教育義務違反と同等に取り締まる必要があると理解しております。

他方で、毎年春になりますと各教育委員会から就学義務違反の通知というものが今も慣例的に出されていることを先般も御指摘、お伝えしました。その中で、御答弁の中で、御指摘のあつたようなしっかりととした手続がなされていたら出席督促は行わないという御答弁いただきました。

○金子道仁君 ありがとうございます。明確に御答弁いただいて本当に感謝します。

今大臣が言われたように、個別の案件ごとに判断する、これが一つのネックになつておりまして、それぞれの学校、教育委員会が判断する、個別に判断するときには、その担当の判断によって広がつたり狭まつたりすることがあるということは御認識いただいて、保護者や子供たちが不登校状態になつていることについて圧迫を感じることのないよう、その辺りの配慮を是非お願いしたいと存ります。

春になりますと、残念なんですが、学校に行きづらい子供たちを受け入れる民間施設であるフリースクールが子供たちを受け入れる。そうすると、

行令第二十条に規定する正当な事由ということにつきましては、個別の事案に応じて判断されるとことになりますので、こうだということを今までストレートに申し上げることは困難でござりますけど、一般論として申し上げさせていただきますと、不登校の状態にある児童生徒が在籍校との間に十分な連携、協力関係が保たれた例えばフリースクールで学習する場合などについては同条に規定する正当な事由に該当するものでありますけど、いわゆる就学義務違反には該当しないものであるというふうに認識しております。